令和７年１２月
（2025年）

池田町小中高連絡協議会

冬号　協議会だより

「事件」になる前に

現在は、「からかい」や「いたずら」だと思っていることであっても、**「被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要」**とされています。

以下のすべては、「名誉毀損」や「強制わいせつ」などの刑罰法規にあたります。

〇同級生のお腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする
〇プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
〇校内やインターネット上に名前を出してウソや悪口を書きこむ
〇性的な写真を送らせる　　〇ズボンを下げる
〇自転車をこわす　　〇教科書等の所持品を盗む

「相手も笑っていた」「他の人もしていた」ではすまされない、警察に連絡をすべき行為です。ニュースで聞く事件は、遠い世界のことではありません。「加害者」にも「被害者」にもならないように、日々の過ごし方を見直してみましょう。　　〈参考：「文部科学省：学校において生じる可能性がある犯罪行為などについて」〉

ＳＮＳと正しくつきあう

ＳＮＳ（LINE や Instagram、Ｘなど）は本来、人と人をつなぐ手助けをするべき道具のはずですが、その道具によって勘違いをしたり人を傷つけたり、事件にまきこまれることがあります。たとえば、以下のようなことはないでしょうか。

⚠ **文字だけで「悪口」「怒っている」「冷たい」などと決めつける**
→表情が見えないからこその思い込みや勘違いかもしれません。

⚠ **LINE のスクリーンショットをネット上にさらす**
→プライバシー侵害の罪や、名誉毀損罪に問われる場合があります。

⚠ **知らない人と DMのやりとりをして親しくなる**
→軽い気持ちで伝えた個人情報により、ストーカー被害や性被害にあうことがあります。

人間関係というのは、会って顔を見て自分の言葉を伝えるのが基本です。それを手助けするのがＳＮＳだということを忘れないでいましょう。